

# (仮称) 川柳中学校及び光陽中学校の制服選定プロポーザル実施要項

## 1 目的

令和9年4月開校予定である(仮称)川柳中学校の制服作製及び光陽中学校の制服のモデルチェンジを行うため、デザイン決定や制服メーカーに開示する仕様書の作成、導入後の運用等で、令和6年度制服等学用品検討委員会（以下「検討委員会」という。）の支援を行うマスターメーカーを選定するもの。

## 2 方針等

### (1) 選定に関する考え方

- ・令和9年4月に開校する(仮称)川柳中学校の制服と光陽中学校の制服の計2校の制服を選定する。導入は両校ともに令和9年度新入学生からとし、販売協定方式とする。
- ・デザイン権は学校に帰属とし、オープン素材とする（メーカーオリジナル素材は不可・違反が認められた場合選定から除外とする）
- ・デザイン決定後に制服の仕様書を無償公開とする。
- ・仕様決定にあたり、関係小中学校の児童生徒とその保護者等に意見聴取する。

### (2) 検討委員会における基本方針

児童生徒が「着たい」・保護者が「着せたい」制服、自らが「選んで」着ることができるものであってほしいという願いから下記のとおり、テーマ・基本方針をまとめました。

次代を担う子どもたちのために、誰もが取り残されない制服を作っていくといった想いをテーマに込めていきます。

#### テーマ 「時代のニーズをキャッチ 制服一新！」

- ・方針1 多様性に配慮した制服とする
- ・方針2 機能性・耐久性のある素材・生地等を積極的に採用する
- ・方針3 イージーケアである素材・生地等を積極的に採用する
- ・方針4 制服の価格が安いものを積極的に採用する
- ・方針5 デザインについては、1~4を満たすことができるデザインとする

## 3 事業内容と全体スケジュール

### (1) 事業内容

- ①制服のデザイン案の決定
- ②制服の仕様書の作成及び開示（関係者への説明を含む）
- ③制服の審査・承認のアドバイザー

### (2) 全体スケジュール

令和6年10月 マスターメーカープロポーザルの実施

令和7年 2月 制服仕様の最終決定  
2～3月 仕様書開示・販売店等への説明  
3月～ 参入メーカーの制服製造・販売店へ納品  
令和9年 4月 新制服の導入開始  
※移行期間を5年間（令和9年度～令和13年度）設け、その間はお下がり等による現行の制服の着用を可能とする。ただし、販売は新制服のみとする。

### （3）学校概要

#### ①（仮称）川柳中学校

住所：越谷市川柳町 1-198（予定）  
令和9年4月入学予定生徒数：177人

#### ②越谷市立光陽中学校

住所：越谷市川柳町 1-498  
令和9年4月入学予定生徒数：169人

※〈参考1 小中一貫校設立に向けた学園構想〉、〈参考2 （仮称）川柳中学校の所在地〉を別途参照すること

## 4 選定日程等

### （1）プロポーザルに係るスケジュール

令和6年 8月30日（金） ホームページ等による周知  
9月13日（金） 質問締切（17時必着）  
9月17日（火）～20日（金） 質疑回答  
9月27日（金） 参加申し込み締切  
10月11日（金）～17日（木） 企画提案書及びサンプル提出  
（10月17日17時必着）  
10月18日（金） マスターメーカープロポーザル  
10月25日（金） 選考結果通知発送

### （2）質疑の受付と回答

#### ①質問書の受付

本要項に関して疑義がある場合は、質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。

- ア 受付期間 令和6年8月30日（金）～令和6年9月13日（金）17時まで
- イ 提出先 越谷市教育委員会学校教育部学務課小中一貫校整備室
- ウ 提出方法 Eメール（gakumu@city.koshigaya.lg.jp）

## ②質問書に対する回答

- ア 回答期間 令和6年9月17日（火）～令和6年9月20日（金）  
イ 回答方法 質問した事業者に対し、その質問への回答をEメールにより行う。また、全ての質問とその回答は一覧にしてホームページに掲載する。  
ウ 留意事項 ・本回答をもって、実施要項の内容が加除・修正されたものとみなす。  
・質疑と回答は1事業者1回限りとする。

## 5 プロポーザルへの参加申し込みと企画提案書等の提出

### （1）プロポーザルへの参加申し込み

（仮称）川柳中学校及び光陽中学校の制服選定プロポーザルに参加する場合は、参加表明書（様式第2号）に必要事項を記載し、次のとおり提出すること。

- ① 受付期間 令和6年9月17日（火）～令和6年9月27日（金）17時まで  
② 提出先 越谷市教育委員会学校教育部学務課小中一貫校整備室  
③ 提出方法 郵送または持参

### （2）企画提案書等の提出

プレゼンテーション時の資料として、次のとおり企画提案書を17部（原本1部、写し16部）提出すること。

#### ① 提案書の提出

提出書類	様式、作成上の留意点等
企画提案書	A4版10ページ以内で下記の要点に基づき作成すること。様式は任意だが、A4版縦、左綴じとすること。ただし、資料等でA3版横3つ折りは可とする。 <b>【要点】</b> ①マスターメーカーとなった場合の企画提案 ・企業の特徴（提供できる商品の特徴や長所） ・基本方針やアンケート調査結果等を踏まえ、どのように検討委員会の要望等を取り入れて反映していくのか。 ・要望を満たした上で、マスターメーカーとしてどのような企画やアフターサービスが行えるか。 ②購入単位ごとの販売想定税込価格 ③その他アピールポイント

#### ※作成上の留意点

- ・提案内容は「2 方針等」や関連資料の内容を踏まえて提案すること。
- ・A4版については両面印刷可、記載方法や要点の順番は問わない。
- ・記載内容については、明瞭かつ具体的に、かつ専門知識を有しない者に対して配慮したものにすること。
- ・専門用語や略語について、初出の箇所にて定義や説明を記述すること。

- ・ページ番号を記載すること。
- ・文字のフォントは制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。

② サンプルの提出

1セット（冬服のみ）4体以内とする。

（例：（仮称）川柳中学校分男女2体、光陽中学校分男女2体）

③ 受付期間 令和6年10月11日（金）～令和6年10月17日（木）17時まで

④ 提出先 越谷市教育委員会学校教育部学務課小中一貫校整備室

⑤ 提出方法 持参

## 6 プレゼンテーションについて

提出された企画提案書等（サンプルを含む本プロポーザルに係る資料として提出されたもの）に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

### （1）実施日時等

① 日 時 令和6年10月18日（金）

② 場 所 越谷市中央市民会館 5階 第4～5会議室

※順番は提出順として、時間帯は別途連絡する。

### （2）所要時間

①入室・準備 5分

②企画提案書等に基づくプレゼンテーション 20分

③質疑応答 5分

### （3）出席者数

事業者1社につき3名以内とする。

### （4）その他

①プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に記載された文章、図、イラスト等及びサンプルの範囲内で行うこととし、追加資料の配布・使用は認めない。

②机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター（HDMIケーブル含む）は当検討委員会が用意する。ただし、パソコンは事業者側で持参するものとする。

③費用は全て事業者側の負担とする。

④用意したサンプルはプレゼンテーション当日持ち帰ること。

## 7 選定方法

### （1）審査員

検討委員会委員 計12名

### （2）審査

審査は、検討委員会が企画提案書等に記載された内容（サンプル含む）及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、別紙の審査基準に基づき審査する。審査の結果、各審査委員の得点の平均点が最も高い事業者をマスターメーカーとする。

平均点が最も高い事業者が複数あった場合は、その事業者の中で、各審査委員による決選投票を行い、マスターメーカーを決定する。

応募事業者が1者 の場合は、上記と同様に審査をし、各審査員の得点の平均点が60点以上の得点を最低基準とし、これを満たせばマスターメーカーとする。なお、応募事業者が1者だった場合であっても、同様の審査を行い、最低基準を満たさない場合には、選定しない。

### （3）結果の通知

審査の結果は、本プロポーザルに参加した全事業者に対し、令和6年10月25日（金）に書面で通知する。

なお、審査する委員及び審査の経過や結果などの審査に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けないものとする。

## 8 参加資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2）越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- （3）国・県又は他の地方公共団体から、参加表明日において指名停止を受けてないこと。
- （4）国税・都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- （5）越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置期間中の者でないこと。
- （6）役員等が市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- （7）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してないこと。
- （8）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていないこと。
- （9）その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- （10）令和6年4月新入生における制服販売日に遅延がなかったこと。

## 9 その他

- （1）（仮称）川柳中学校の制服と光陽中学校の制服の仕様は、必ずしも統一を求めるものではない。
- （2）マスターメーカー決定後のスケジュール等については、マスターメーカーと別途定める。なお、夏物含め細かな修正等はマスターメーカーと行い決定する。
- （3）提出された書類は返却しない。
- （4）提出書類等に虚偽のあることが判明した場合は、選定の決定を取り消すことがある。

- (5) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は、選定対象から除外する。
- (6) 採用されたデザインに関する権利は、学校に帰属もしくは譲渡する。  
(最終決定したデザインについては制服見本と仕様書を学校に提出すること。)
- (7) マスターメーカーは、当該事業で知り得た個人情報を、当該事業以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、この事業が終了した後においても同様とする。
- (8) 書面による事前の承諾なくして、業務を第三者へ委託(請負その他これに類する行為を含む。)することはできない。
- (9) 当該事業において、マスターメーカーによる不適切な対応により関係小中学校に損害が生じた場合は、マスターメーカーは、その生じた損害を賠償しなければならない。賠償額の算定、賠償方法等については、協議し別に定めるものとする。
- (10) 販売後の製品に関する諸問題及び転入生等に対する製品の準備には、誠意を持って対応すること。
- (11) その他定めのない事項は双方協議して別に定めるものとする。

## 10 関連資料

- ・参考1 小中一貫校設立に向けた学園構想
- ・参考2 (仮称)川柳中学校の所在地
- ・中学校の制服についてのアンケート調査（令和5年9月実施）
- ・中学校の制服についてのアンケート調査（令和6年6月実施）

### 【問い合わせ先】

越谷市教育委員会学校教育部  
学務課小中一貫校整備室  
担当 内田  
電話 048-940-8609

様式第1号

(仮称) 川柳中学校及び光陽中学校の制服選定プロポーザル 質問書

令和 年 月 日

令和6年度制服等学用品検討委員会 委員長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(仮称) 川柳中学校及び光陽中学校の制服選定プロポーザルに係る、次の項目について質問いたします。

件名	
実施要項等の 該当箇所	
内容	

注意事項

- 1 質問が複数ある場合は、上記質問欄を、下に挿入して作成すること。
- 2 質問が無い場合は、質問書を提出する必要はない。

担当者 所 属  
氏 名  
電 話  
F A X  
E メール

様式第2号

(仮称) 川柳中学校及び光陽中学校の制服選定プロポーザル 参加表明書

令和 年 月 日

令和6年度制服等学用品検討委員会 委員長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の事業について、プレゼンテーションへの参加することを表明します。

なお、「(仮称) 川柳中学校及び光陽中学校の制服選定プロポーザル実施要項」に掲げる参加資格要件を全て満たしていること、添付資料及び記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事業名 (仮称) 川柳中学校及び光陽中学校の制服選定プロポーザル
- 2 添付資料 企業概要（任意様式、パンフレット等）1部

【担当者連絡先】

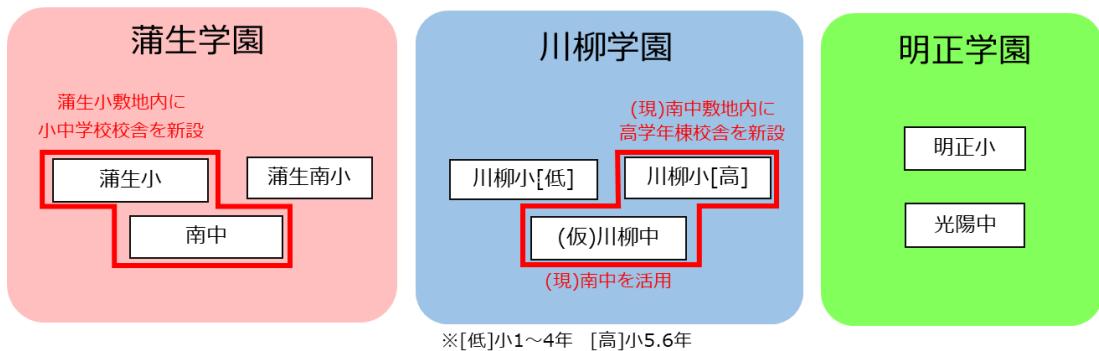
郵便番号	
所 在 地	
所属部署	
職 氏 名	
電話番号	
E メール	

## 【審査基準】

審査項目	配点	審査の視点
方針1 多様性に配慮した制服とする	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーレスへの対応</li> <li>・女子用スラックスの他、キュロット・ハーフパンツ等多様な提案がなされているか。</li> </ul>
方針2 機能性・耐久性のある素材・生地等を積極的に採用する	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間の着用に耐えうるような提案がなされているか。</li> <li>・成長設計を見込んだ提案がなされているか。</li> <li>・暑さ・寒さに対する快適性や着やすさや着心地に配慮した提案がなされているか。</li> </ul>
方針3 イージーケアである素材・生地等を積極的に採用する	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での洗濯が可能な提案がなされているか。</li> <li>・汚れが付きにくく落としやすい等の提案がなされているか。</li> </ul>
方針4 制服の価格が安いものを積極的に採用する	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の制服の価格を考慮しつつ、保護者負担に配慮した提案がなされているか。</li> </ul>
方針5 デザインについては、1～4を満たすことができるデザインとする	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方針1～4を満たしつつ、アンケート結果等を踏まえた提案がなされているか。</li> </ul>
提案力、協力関係の構築	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係小中学校の児童生徒やその保護者等への情報提供や情報収集に積極的に協力できるか。</li> <li>・児童生徒を関わらせるような企画提案ができるか。</li> <li>・制服決定後の仕様書作成とその開示、販売店・メーカー対象の説明会への対応に協力できるか。</li> <li>・仕様書開示以後も、審査・承認のアドバイザーとして長期にわたり信頼関係が築けるか。</li> </ul>
実績	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスターメーカーとしての実績は十分か。</li> <li>・制服の縫製や納品は遅滞なく行われてきたか。</li> </ul>
計	100	

## 〈参考1 小中一貫校設立に向けた学園構想〉

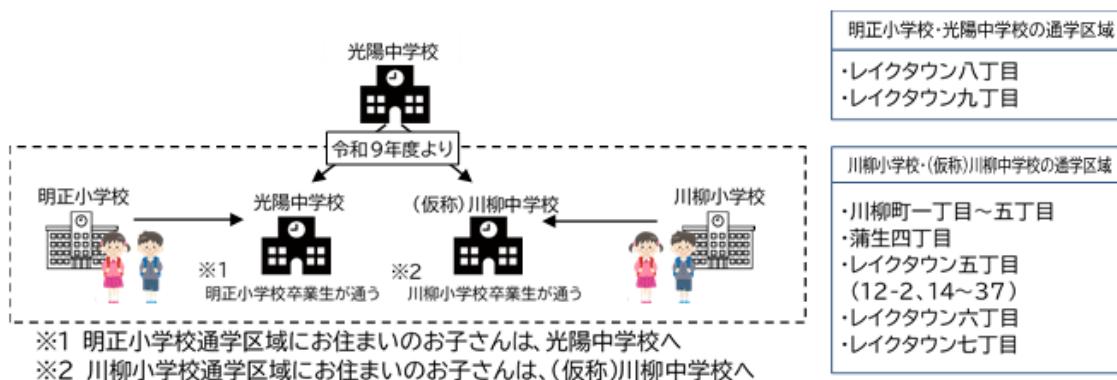
小中一貫教育のさらなる推進に向け、小中一貫校を市内で初めて設立する構想であり、令和9年度には小学校4校・中学校3校が3つの小中一貫校として新たなスタートを迎えます。



なお、(仮称)川柳中学校は下図の通り光陽中学校から分離する形で、令和9年4月に開校します。

令和8年度に光陽中学校に通う生徒（1, 2年生）の中で、明正小学校通学区域に居住する生徒は、令和9年度以降も光陽中学校に引き続き通学し、川柳小学校通学区域に居住する生徒は、令和9年度からは（仮称）川柳中学校に通学することとなります。

※中学校選択制を利用し通学区域外から光陽中学校に通学している生徒は分離後も光陽中学校に通学



## 〈参考2　（仮称）川柳中学校の所在地〉

令和9年4月に現在の蒲生小敷地内に、施設一体型の小中一貫校となる（仮称）蒲生学園が開校することに伴い、南中学校の生徒が新校舎に移動します。現在の南中学校の校舎を活用し、（仮称）川柳中学校を開校することとなります。所在地は「越谷市川柳町 1-198」です。

